

通 達

(社) 日本スポーツチャンバラ協会
国際スポーツチャンバラ協会
会長 田 邊 哲 人



試合の有効打突についての改正

〔平成 20 年 7 月 10 日付 改正〕

1. 胴衣(道着)について

以前のルールによると、足打ちの場合、ズボンのすそ等を打った場合「すそ」のアピールとの確認という事で無効としていたが、もとより異論はあった。ハカマやニッカボッカやズボンのすそや袖のついた物又はジャンパー等は、空気等膨らんでいて、それゆえにエアースoft剣で打った場合、音は大きいが身体に直接痛み等感覚が伝わらず打たれた方は、挙手をして「ハカマである。」又は「すそである。」等のアピールをして異議を申し立てる。そして結果は「無効」となっている。しかしながら対戦相手はハカマやニッカボッカやすその部分を打っても1本取られないという先入観が働けば、その後はその部分は打てなくなり試合上、不公平が生じてくる。又これ等の場合は、帯にも言える事で長くたらしおけば足は、ほとんどカバー出来る事にもなるし、帯の結び目に当たった場合も同じで、打たれた感覚がほとんど伝わらない。又、空手胴衣のように胸の部分が合わせになったものは時として、槍等が、そこに入ったとしても合わせの襟を指して「ここだ、ここだ。」とアピールする。総じて、これ等服装等に起因させる事は、武士道、スポーツマンシップに反する事であり、青少年の教育上も又スポーツマンシップとしても宜しくはない。

よって、今後は、[すそ]であろうが、[帯]や[そで]であろうが、当たればいさぎよく1本とする。従ってそのような胴衣は禁止するものではないが、大会出場する場合は事前によくよく点検し、さらに今後は、この改正を承知して参加し、正々堂々と戦って頂きたい。

2. 服装について

服装は、特に規制しないが、スポーツをするのに相応しいと大会実行委員会が認めたもの以外は、これを禁止する。

3. 体育館等の競技は、裸足が原則である。

体育館等の競技は、体育館の規制で裸足が原則である場合が多い。したがって、今後は裸足を原則とする。それ以外の(医師の診断等他の理由)事由がある場合は、事前に大会審判長を通じて大会会長の許可を得ること。